

建築確認申請等手数料

和歌山市

単位:円

建築物 (Aは延床面積)	確認申請、計画通知手数料		中間検査申請 手数料	完了検査申請手数料	
	構造計算書なし	構造計算書あり		中間あり	中間なし
A 30㎡	10,000	16,000	11,000	11,000	12,000
30㎡ < A 100㎡	14,000	24,000	13,000	13,000	14,000
100㎡ < A 200㎡	19,000	36,000	18,000	18,000	19,000
200㎡ < A 500㎡	26,000	54,000	28,000	29,000	30,000
500㎡ < A 1,000㎡	91,000		46,000	49,000	50,000
1,000㎡ < A 2,000㎡	130,000		63,000	66,000	70,000
2,000㎡ < A 5,000㎡	220,000		110,000	120,000	130,000
5,000㎡ < A 10,000㎡	260,000		140,000	150,000	170,000
10,000㎡ < A 50,000㎡	390,000		190,000	220,000	230,000
50,000㎡ < A	660,000		390,000	440,000	460,000

単位:円

構造計算適合性判定手数料	計算方法		事務手数料	備考
	認定プログラム	その他		
A 200㎡	88,700	117,100	3,400	構造計算適合性判定を行う一の建築物ごとに額を合算する エキスパンションジョイント等で相互に応力を伝えない構造方法で接している場合は、別の建築物として合算する。 構造計算適合性判定手数料に事務手数料3,400円を加算
200㎡ < A 500㎡	100,100	140,000	3,400	
500㎡ < A 1,000㎡	111,600	162,800	3,400	
1,000㎡ < A 2,000㎡	123,000	185,700	3,400	
2,000㎡ < A 10,000㎡	139,600	221,900	3,400	
10,000㎡ < A 50,000㎡	176,000	294,700	3,400	
50,000㎡ < A	297,600	541,300	3,400	

単位:円

昇降機、工作物等手数料	建築確認	計画変更	中間検査	完了検査	備考
昇降機	13,000	7,000	18,000	19,000	昇降機、工作物等の中間検査については、現在(平成21年7月1日)のこの告示により定められておりません
小荷物昇降機	-	-	-	-	
工作物	12,000	6,000	13,000	13,000	

主な許可、認定等手数料

単位:円

適用条項	審査内容	手数料(1件あたり)、nは棟数を示す
法第7条の6第1項	検査済証の交付を受ける前の仮使用の承認	120,000
法第43条第1項ただし書き	建築物の敷地と道路との関係の建築許可	33,000
法第48条各項ただし書き	用途地域における建築等許可	180,000
法第55条2項	建築物の高さの特例認定	27,000
法第55条3項各号	建築物の高さの許可	160,000
法第56条の2項第1項ただし書き	日影による建築物の高さの特例許可	160,000
法第85条第5項	仮設建築物建築許可	60,000(3ヶ月以内) 120,000(3ヶ月超)
法第86条第1項	総合的設計による一団地の建築物の特例認定	78,000(n=1又は2) 78,000+28,000×(n-2)
法第86条の8第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定	27,000